

事 務 連 絡
平成 1 8 年 6 月 9 日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課

第 1 号保険料及び特別徴収の見直しに関する周知の徹底について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、第 3 期事業計画の見直しに伴い、各保険者において、第 1 号保険料額の引き上げ等が行われているところですが、保険料の徴収に当たり混乱を招かないよう、被保険者に対する十分な周知が必要となります。

また、今回の制度改正において、特別徴収の見直しの一環として、特別徴収対象年金に遺族年金及び障害年金を追加しています。これにより、平成 1 8 年 4 月 1 日時点で特別徴収の対象者として捕捉された方については、平成 1 8 年 1 0 月に支給される遺族年金及び障害年金から特別徴収が開始されます。

つきましては、既にご対応いただいていることと思いますが、各自治体の住民向け広報等をご活用いただき、広く被保険者に対して周知するよう、格別のご配慮をよろしくお願い致します。

なお、周知の参考例として、「遺族年金・障害年金からの介護保険料特別徴収（天引き）について」を作成いたしましたので、管下の市町村等に対しまして、周知方よろしくお願ひ致します。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険課企画法令係

Tel.03-5253-1111（内線）2164

遺族年金・障害年金からの 介護保険料特別徴収(天引き)について

○ これまで遺族年金及び障害年金の受給者の皆さまには、個別に市町村の窓口で納付、銀行預金等から口座振替の手続きを行っていただき、介護保険料を納めていただいております。

○ 介護保険制度を運営する市町村等から、毎月の手続きの負担軽減や納め忘れの防止のため、介護保険料を天引きする年金の種類を増やしてほしいとの要望が寄せられておりました。

○ こうした要望を受けて、平成18年10月から、遺族年金及び障害年金についても、介護保険料を天引きする年金とすることになりました。(年額18万円以上受給される見込み等の要件を満たす方が対象です。)

これにより、市町村は介護保険料の未納付を防止できることとなり、一方、被保険者の方にも介護保険料を納める手続きが簡素化されることとなります。

○ なお、今までどおり、介護保険料の算定の際に遺族年金及び障害年金の受給額は、所得に含まれません。